

議長交際費の支出の公表に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「情報公開条例」という。）第37条に規定する情報公開の総合的な推進の趣旨を踏まえ、県民に開かれた議会を徹底する観点から、議長の交際費支出の公表に関し必要な事項を定める。

2 公表項目

議長交際費の支出に関し、次の項目を公表する。

支出項目

支出年月日

支出金額

交際の相手方（団体名、職名、氏名）、行事内容等

ただし、交際の相手方（団体名、職名、氏名）、行事内容等に関する情報にあっては、これが病氣見舞い等相手方のプライバシーに特段の配慮が必要であると認められるものである場合（公表することについて、相手方の同意が得られた場合を除く。）その他情報公開条例第8条第2号から第6号までに掲げる不開示情報に該当する場合は、これを公表しないことができる。

3 公表方法

支出した月ごとに集計のうえ、支出した翌月末までに、山梨県ホームページ上において公表する。

附 則

本要綱は、交際費の支出に至った要因が平成19年4月1日以降に発生した経費について適用する。

なお、平成19年4月分から7月分までの分については、同年8月分と合わせ平成19年9月末までに公表する。